**付随事業・収益事業の開始に当たっての相談票**

|  |  |
| --- | --- |
| 学校法人名 | 学校法人　○○ |
| 相談年月日 | 20○年○月○日 |
| 事業開始予定年度 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 担当者連絡先（電話） |  |
| 担当者連絡先（メール） |  |

※　相談する事業について該当する箇所をチェックしてください。

□　付随事業として実施したいと考えている。

□　収益事業として実施したいと考えている。

□　現時点では、付随事業・収益事業の判断が付かないため、文部科学省に事業概要を
確認してほしいと考えている。

□　その他

　　※具体的な内容について以下に記載

　　⇒

１．事業目的（具体的に記入してください。）

※付随事業の場合は、「収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること」が要件となります。収益事業の場合は、私立学校法第26条に基づき、「その収益を私立学校の経営に充てるため」であることが求められます。

※必要に応じて、事業の概要を説明する資料を別途御提出ください。

**（以下に御記入ください）**

⇒

２．実施主体

※付随事業の場合は、「学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの
請負で実施するものでないこと」が要件となります。

**（以下に御記入ください）　■付随事業の場合のみ**

⇒

３．事業の性質・種類

※収益事業告示（平成20年文部科学省告示第141号）に定める範囲内であること。

**（以下に御記入ください）**

⇒

４．事業規模

※事業開始前年度の事業活動収支計算書（作成前の場合は事業活動収支予算書）、事業開始年度から2年度分の事業活動収支予算書を御提出ください。また、これらに加えて、収益事業の場合は、2年度分の別途貸借対照表の見込みを示す資料を御提出ください。

※事業規模を示す資料は、この資料に掲載するのではなく、別途御提出ください。

**（以下に御記入ください）**

⇒

５．事業対象者

※付随事業の場合、「事業対象者（物品やサービスの提供先）は、主として、在学者又は教職員及び役員であること」が想定されています。事業の性質上、主たる対象者がこれら以外の者である場合は、「教育研究活動において、在学者又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日程度以上活用する具体的な計画があること」が要件となります。

※上記の具体的な計画の提出が必要になる場合は、別途当該計画を示す資料等を御提出ください。

**（以下に御記入ください）　■付随事業の場合のみ**

⇒

６．収支の均衡

※「事業による収入は費用を賄える程度」となっているかを御回答ください。

**（以下に御記入ください）　■付随事業の場合のみ**

⇒

７．財源

※事業に使用する土地の確保及び施設・設備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源はできる限り負債性のない資産を充てること。借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。

※借入金を充てる場合には、返済計画を別途御提出ください。

**（以下に御記入ください）　■付随事業の場合のみ**

⇒

８．土地・施設・設備

※「事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること」が要件となります。それぞれについて、自己所有か否かお示しください。

**（以下に御記入ください）　■付随事業の場合のみ**

⇒